

釧路広域連合告示第 8 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び釧路市に関する規定を釧路広域連合規則として準用する規則「釧路市契約規則」（以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

令和4年12月20日

釧路広域連合長 蝦名大也

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 釧路広域連合清掃工場非バイオマス分余剰電力売却
- (2) 入札区分（単価区分） 非バイオマス発電電力量 1 kWh 当たりの単価
- (3) 予定年間売却電力量 非バイオマス発電電力量 3,705,000 kWh
- (4) 電力の特質等 仕様書のとおり
- (5) 供給期間 令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで
- (6) 供給場所 仕様書のとおり
- (7) 入札方法

入札に当たっては、単価契約とするので、契約希望単価（1 kWh 当たりの単価で〇〇円〇〇銭）を入札書（様式1）に記載して提出すること。

この場合において、契約後の燃料費の変動等に応じた単価の調整（燃料費調整）は行わないので考慮すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5・6年度 釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、主要品目（44）「電力売却」、取扱品目（4400）「電力売却」に登録されている者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定又は民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 入札参加の申請をする日の直前2年以内に本連合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 契約事務担当部局

〒085-0807 釧路市高山30番地1
釧路広域連合清掃工場3階 釧路広域連合事務局
電話 0154-92-2002
FAX 0154-92-5375

4 仕様書等の交付

公告の日の翌日から令和5年1月11日（水）午後4時までに釧路広域連合事務局にて交付を受けること。なお、仕様書等は下記アドレスの釧路広域連合ホームページにおいてダウンロードすることができる。

<http://kushiro-kouikirengo.jp>

5 入札参加資格の確認申請

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 許可・認可等調書（様式第2号）
 - 2 (2) の許可等の状況を記載すること。
- ウ 業務履行実績調書（様式第3号）
 - 2 (6) の確認資料として、過去2年間の主な実績等を記載すること。

- (2) 提出期間 令和4年12月21日(水)から令和5年1月12日(木)までの
釧路広域連合の休日を定める条例(平成14年条例第2号)第1条第
1項に規定する本連合の休日(以下「本連合の休日」という。)を除く
毎日、午前9時から午後4時まで
- (3) 提出場所 3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送については、提出期間に必着
のこと。

(5) 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者(以下「申請者」という。)には、申請書に受領印を押印のうえ、その写しを直接又はファクシミリの方法により交付する。なお、申請書及び確認資料を提出したにもかかわらず、写しの交付がない場合は、3の担当部局に連絡し確認すること。

(6) 入札参加資格の確認

申請者には、令和5年1月20日(金)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知がない場合は、3の担当部局に連絡し確認すること。

- ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨
- イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

- ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 連合長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

6 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面(様式は任意)により連合長に説明を求めることができる。

- ア 提出期間 令和5年1月25日(水)までの休日を除く、午前9時から午後4時まで
- イ 提出場所 3に同じ
- ウ 提出方法 持参によること。(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。)

- (2) 連合長は、(1)の説明を求められたときは、令和5年2月2日(木)までに説明を求めた者に対し理由説明書をファクシミリにより通知する。

7 仕様書の質問等

(1) 仕様書等の内容に関する質問の有無にかかわらず、次のとおり質疑応答書を提出すること。なお、質問がない場合は、「質問なし」と記入すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式第4号）

イ 提出期間 令和5年1月25日（水）までの休日を除く、午前9時から午後4時まで

ウ 提出場所 3に同じ

エ 提出方法 電話連絡のうえ、ファクシミリにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、次のとおりファクシミリで回答するとともに閲覧に供する。ただし、「質問なし」の場合を除く。

ア 回答期間 令和5年2月2日（木）まで

イ 閲覧期間 令和5年2月7日（火）までの休日を除く、午前9時から午後4時まで

ウ 閲覧場所 3に同じ

8 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和5年2月8日（水） 午前10時00分

釧路市高山30番地1 釧路広域連合清掃工場 3階会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所で行う。

(3) 入札方法等

ア 入札者は、所定の入札書（様式1）に必要事項を記入し、提出しなければならない。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

イ 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ、入札指定時刻の10分前までに確認結果通知書を提示し受付を終え、入札会場内で待機すること。

ウ 入札回数は、2回までとする。

9 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び釧路広域連合余剰電力売却入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、連合長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 入札手続き等

- (1) 入札保証金 不要
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 有効な入札を行った者のうち、入札金額が最高の価格の者であって、予定価格の制限の範囲内の価格であれば、当該入札者を落札者とする。
- (5) 落札価格は、入札書に記載された税抜単価に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (6) 契約金額は、落札価格とする。
- (7) 電気料金の支払いは、毎月後払いとし、詳細は仕様書によるものとする。

11 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。

なお、中止になった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、契約規則、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 釧路広域連合余剰電力売却入札心得（別紙1）を承知すること。
- (3) その他、入札に関する問合せ先
3に同じ